

講習のご案内 下期日程表

2025年10月
～2026年3月



安全は企業の宝、資格は一生の財産。
資格で「差」をつけよう!!

「未来に向けてステップアップしたい!」…
まず、資格取得から始めてみませんか?
キャタピラー教習所では、安全第一をモットーに
ベテランの講師陣がお応えします。

予約はインターネットから
資格取得のことなら…

キャタピラー教習所
静岡教習センター

検索

申込書はインターネットからダウンロードOK

技能講習科目

車両系建設機械
(整地・運搬・積込・掘削用)

▶ 機体質量3トン以上の油圧ショベル、ブルドーザ、ホイールローダ等の運転

車両系建設機械
(解体用)

▶ 機体質量3トン以上のブレーカ及び鉄骨切断機等の運転

不整地運搬車

▶ 最大積載量1トン以上

玉掛け

▶ 最大吊り上げ荷重1トン以上のクレーンの玉掛け

小型移動式クレーン

▶ 最大吊り上げ荷重1トン以上5トン未満

高所作業車

▶ 作業床高さ10m以上

フォークリフト

▶ 作業荷重1トン以上

ガス溶接

▶ 経験は問いません

作業主任者

▶ 足場の組立て、はい作業、地山掘削及び土止め支保工
型枠支保工の組立て、鉄骨の組立て、コンクリート造の工作物の解体

特別教育等

各種教育科目は、6ページをご覧ください。

この予定表以外、出張講習も実施しますのでお問い合わせ下さい。

受講申込み

(申し込みが少ない場合は、中止することがあります。)

1
予約



**インターネットからの
予約がカンタン便利!**

静岡教習センター

検索



受講票は送付しません。 2週間前までにご予約下さい。
定員になり次第締め切ります。

2
申込み

- ◎申込書を10日前までに郵送して下さい。
申込書はホームページからダウンロードできます。
本人確認に使用できるもの：
運転免許証(両面のコピー)、マイナンバーカード、在留カード(外国籍の方)
- ◎車両系(整地)、フォークリフト、不整地の“免除コース”受講の場合は
『一部免除申請書』『特定自主検査表』等が必要となります。
- ◎外国籍の方は先にお電話下さい。

3
受講料
支払い

- ◎受講料を10日前までに振り込んで下さい。
- ◎講習開始後の返金はできません。
- ◎振込手数料はご負担願います。

キャタピラー教習所株式会社 静岡教習センター
静岡銀行 藤枝支店 普通預金No.0540537

- 開講時間 ▶ 初日は午前7時45分までに入場をお願いします。
遅刻者は原則受講できません。

- 持参品 ▶ **自動車運転免許証、当教習所発行の修了証等**
(当日の御本人確認用)
※技能講習受講での免除に係る修了証は必ずご持参ください。

筆記用具(鉛筆・消しゴム等)
電卓(特に玉掛け技能講習受講の方)
実技に適した服装
※個人用保護具、ヘルメット、作業手袋、保護メガネ等

- その他 ▶ 変更・キャンセルなどは必ず事前にご連絡ください。
▶ ご連絡等無く当日欠席の際は受講料金の返金はできません。
▶ 外国籍の方は事前にご相談ください。
▶ 期日までにご入金が無ければ、講習を受講いただくことはできません。

静岡労働局長登録教習機関(登録番号 第57号)

キャタピラー教習所株式会社 静岡教習センター

〒426-0005 静岡県藤枝市水守2丁目1-2

TEL.054-641-7010 FAX.054-641-7012

e-mail:cot-shizuoka@jpnecat.com URL <https://cot.jpncat.com/kyoten/?k=8>

■車両系建設機械運転技能講習

(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)

(機体質量3トン以上の油圧ショベル、ブルドーザ、トラクタショベル等の運転の業務)



不整地運搬車
技能講習
修了者

自動車運
転免許が
ある方

大型特殊自動車
運転免許保有者

普通・準中型・中
型・大型自動車
運転免許保有者

特別教育修了後、小型
車両系建設機械の運転
経験3ヶ月以上 ※

※「技能講習における一部免除申請書」の提出が必要

経験・資格は問いません

14時間

38時間

■高所作業車運転技能講習

(作業床高さ10m以上)



①移動式クレーン運転士免許保有者
②小型移動式クレーン運転技能講習修了者

12時間

自動車運
転免許がある方

普通・準中型・中型・大型・大型特殊
自動車運転免許のいずれかの保有者

自動車運
転免許がない方

次のいずれかの運転技能講習修了者
(1)フォークリフト
(2)ショベルローダ
(3)車両系建設機械(整地等)
(4)車両系建設機械(基礎工事用)
(5)車両系建設機械(解体用)
(6)不整地運搬車

14時間

■車両系建設機械運転技能講習(解体用)……

(機体質量3トン以上のブレーカ及び鉄骨切断機等の運転の業務)



車両系建設機械(整地・運搬・積み込み
及び掘削用)運転技能講習修了者

5時間

■フォークリフト運転技能講習

(最大荷重1トン以上)



自動車運
転免許がある方

普通・準中型・中型・大型
自動車運転免許保有者

31時間

■不整地運搬車運転技能講習……

(最大積載量1トン以上の不整地運搬車の運転の業務)



車両系建設機械(整地等)又は
(解体用)技能講習修了者

自動車運
転免許が
ある方

大型特殊自動車
運転免許保有者

普通・準中型・中
型・大型自動車
運転免許保有者

①小型車両系建設機械(整地等又は解体用)
特別教育修了後3ヶ月以上の経験者
②1t未満の不整地運搬車特別教育修了後
3ヶ月以上の経験者

※「技能講習における一部免除申請書」の提出が必要

11時間

■ガス溶接技能講習



経験・資格は問いません

13時間

■玉掛け技能講習

(1トン以上の玉掛け業務)



未経験者

19時間

①クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置運転士
免許保有者
②床上操作式クレーン又は小型移動式クレーン運転技
能講習修了者

15時間

■小型移動式クレーン運転技能講習……

(1～5トン未満)



未経験者

20時間

①クレーン、デリック、揚貨装置運転士免許保有者
②床上操作式クレーン運転又は玉掛け技能講習修了者

16時間

■作業主任者技能講習

足場の組立て等

※平成29年7月(2017年7月)以降を実務経験期間とする
場合は“足場組立て等の業務の特別教育”の修了証が必要
となります。

はい 作 業

地山掘削及び土止め支保工

型枠支保工の組立て等

鉄骨の組立て等

コンクリート造の工作物の解体等

満18才から
作業経験
3年以上

※申込書へ
実務経験の
証明が必要

13時間

12時間

17時間

13時間

11時間

13時間

□ 講習日程表 2025年10月～2026年3月

[illegible][illegible][illegible]

1月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削用) (解体用)									14h																						
	不整地運搬車						5h			11h												11h										
	ガス溶接										13h																					
	玉掛け									15-19h															15-19h							
	小型移動式クレーン										16-20h																	16-20h				
	高所作業車									12-14h																12-14h						
	フォークリフト																															
	作業主任者																															
特別教育																																
安全衛生教育																																

2月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削用) (解体用)																														
	不整地運搬車																														
	ガス溶接																														
	玉掛け																														
	小型移動式クレーン																														
	高所作業車																														
	フォークリフト																														
	作業主任者																														
特別教育																															
安全衛生教育																															

3月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火						
技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削用) (解体用)	14h														14h														14h								
										38h																			5h									
	不整地運搬車	11h														11h																						
	ガス溶接								13h									11h																				
	玉掛け	15・19h											15・19h																15・19h									
	小型移動式クレーン	16・20h																16・20h																				
	高所作業車									12・14h																12・14h												
	フォークリフト	31h																土日コース 31h																31h				
作業主任者	足場組立											型枠支保工																はい作業				コンクリート						
特別教育	研削砥石												小型クレーン				フルハーネス				ローラー				低圧電気				チェーンソー									
													小型車両系								アーク溶接				足場				ウインチ									
安全衛生教育													有機溶剤				職長・安貴												車両系能力向上									
													職長能力向上								振動工具								刈払機									

技能講習 受講資格と受講料について

(消費税込)

1. 車両系建設機械 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)						
		第57-1号 R11.3.30		(注) 講習の種類欄の番号は 静岡県労働局長登録番号 と登録番号有効期限		
受講時間	日数	講習時間		受講費用	内 訳	
		学科	実技		受講料	テキスト代
車両系建設機械 (整地等用) ＝一般コース＝ 及び助成金コース	38H [㊟]	6日	13H	25H	108,000円	105,700円 2,300円
	14H [㊟]	2日	9H	5H	50,000円	47,700円 2,300円

6. 高所作業車						
		第57-6号 R11.3.30				
受講時間	日数	講習時間		受講費用	内 訳	
		学科	実技		受講料	テキスト代
高所作業車 ＝一般コース＝ 及び助成金コース	14H [㊟]	2日	8H	6H	49,000円	46,700円 2,300円
	12H [㊟]	2日	6H	6H	46,000円	43,700円 2,300円

2. 車両系建設機械 (解体用)						
		第57-2号 R11.3.30		※午前中には終了しません。		
受講時間	日数	講習時間		受講費用	内 訳	
		学科	実技		受講料	テキスト代
＝一般コース＝ 及び助成金コース	5H [㊟]	1日	3H	2H	25,000円	22,700円 2,300円

7. フォークリフト						
		第57-7号 R11.3.30				
受講時間	日数	講習時間		受講費用	内 訳	
		学科	実技		受講料	テキスト代
フォークリフト	31H	4日	7H	24H	46,000円	43,700円 2,300円

3. 不整地運搬車						
		第57-3号 R11.3.30				
受講時間	日数	講習時間		受講費用	内 訳	
		学科	実技		受講料	テキスト代
不整地運搬車 ＝一般コース＝ 及び助成金コース	11H [㊟]	2日	7H	4H	45,000円	42,700円 2,300円

8. ガス溶接						
		第57-8号 R11.3.30				
受講時間	日数	講習時間		受講費用	内 訳	
		学科	実技		受講料	テキスト代
ガス溶接 ＝一般コース＝ 及び助成金コース	13H [㊟]	2日	8H	5H	26,000円	23,700円 2,300円

4. 玉 掛 け						
		第57-4号 R11.3.30				
受講時間	日数	講習時間		受講費用	内 訳	
		学科	実技		受講料	テキスト代
玉 掛 け ＝一般コース＝ 及び助成金コース	19H [㊟]	3日	12H	7H	31,000円	28,700円 2,300円
	15H [㊟]	3日	9H	6H	27,000円	24,700円 2,300円

5. 小型移動式クレーン						
		第57-5号 R11.3.30				
受講時間	日数	講習時間		受講費用	内 訳	
		学科	実技		受講料	テキスト代
小型移動式 クレーン ＝一般コース＝ 及び助成金コース	20H [㊟]	3日	13H	7H	45,000円	42,700円 2,300円
	16H [㊟]	3日	10H	6H	41,000円	38,700円 2,300円

9. 作業主任者						
受講時間	日数	講習時間		受講費用	内 訳	
		学 科			受講料	テキスト代
足場の組立て等 作業主任者 (第57-9号) R11.3.30	13H [㊟]	2日	13H	25,000円	22,700円	2,300円
はい作業主任者 (第57-11号) R11.3.30	12H	2日	12H	25,000円	22,700円	2,300円
地山の掘削及び 土止め支保工 作業主任者 (第57-12号) R11.3.30	17H [㊟]	3日	17H	35,000円	32,700円	2,300円
型枠支保工組立 等作業主任者 (第57-13号) R11.3.30	13H [㊟]	2日	13H	25,000円	22,700円	2,300円
建築物等の鉄骨の 組立作業主任者 (第57-14号) R11.3.30	11H [㊟]	2日	11H	25,000円	22,700円	2,300円
コンクリート造 工作物の解体等 作業主任者 (第57-15号) R11.3.30	13H [㊟]	2日	13H	25,000円	22,700円	2,300円

(注) ・建設機械、玉掛け等技能講習を受講される方で、特別教育を受けられた方は免除要件を満たす為の添付書類が必要になりますので、ご確認ください。

- ・特別教育の修了が虚偽であった場合は、技能講習修了証を返還しなければなりません。
- ・受講料未納の場合は受講できません。
- ・受講開始後の遅刻・早退・無断欠席及び学科・実技の不合格は失格となり、納付された受講料金は返金されません。
- ・技能講習では学科試験及び実技試験があり、不合格の場合は、有料にて補講を受け、1回限り再試験を行うことが出来ます。
- ・[㊟](助成金)は6ページを御参考下さい。

Step to
Professional



■特別教育・安全衛生教育等（労働安全衛生法第59条、60条、60条の2）

（消費税込）

特 別 教 育	講習時間	講習料	特 別 教 育	講習時間	講習料
小型車両系建設機械（3t未満）	13h（2日）	19,000円	伐木等業務（チェーンソー）	18h（3日）	30,000円
小型車両系建設機械（3t未満）（解体用）	4h（1日）	14,000円	巻上げ機（ウインチ）の運転の業務	10h（2日）	16,000円
ローラー（締固め）の運転の業務	10h（2日）	19,000円	アーク溶接等の業務	21h（3日）	25,000円
高所作業車（床高10m未満）の運転の業務	9h（1.5日）	19,000円	自由研削と石の取替え等の業務	6h（1日）	14,000円
クレーン（5トン未満）の運転の業務	13h（2日）	20,000円	特定粉じん作業	4.5h（1日）	13,000円
足場の組立て等の業務	6h（1日）	12,000円	低圧電気取扱い	14h（2日）	19,000円
ロープ高所作業の業務	7h（1日）	14,000円	酸素欠乏危険作業（2種）	5.5h（1日）	14,000円
テールゲートリフター	6h（1日）	16,000円	石綿等使用建築物等解体等業務	4.5h（1日）	13,000円
フルハーネス型墜落制止器具を用いて行う作業	6h（1日）	15,000円			
安全衛生教育	講習時間	講習料	安全衛生教育	講習時間	講習料
※車両系建設機械（整地等）運転業務従事者	6h（1日）	14,000円	刈払機取扱作業	6h（1日）	14,000円
※ローラー運転業務従事者	6h（1日）	14,000円	振動工具取扱作業	4h（1日）	11,000円
職長・安全衛生責任者教育	14h（2日）	25,000円	丸のこ等取扱作業従事者	4h（1日）	11,000円
※職長・安全衛生責任者能力向上教育（建設業）	5.7h（1日）	15,000円	木造解体作業指揮者	6h（1日）	14,000円
※足場の組立て等作業主任者能力向上教育	7h（1日）	15,000円	有機溶剤業務従事者	4.5h（1日）	14,000円
荷役運搬機械等によるはい作業従事者	5h（1日）	13,000円	熱中症予防教育（管理者）	3.5h（1日）	11,000円

※当該安全衛生教育は、これに係る特別もしくは技能講習を修了後5年を経過した方を対象とします。*上記講習料は受講料とテキスト代の合計です。
※職長・安全衛生責任者能力向上教育（建設業）受講につきましては、平成18年3月以降5年を経過した方を対象とします。

- 注意事項**
- 講習時間は休憩時間および学科・実技試験を除いた時間です。
 - 技能講習では学科試験および実技試験で不合格の場合、有料にて補講を受け、1回に限り再試験を行うことができます。
 - 免除要件の資格証について紛失・氏名変更・文字の不鮮明がある場合は、事前に再交付・書替を受けてください。

修了証の再交付・書替 当教習センターで取得された修了証の再交付・書替をご希望の方は事前に電話等で必要書類のご確認をお願いします。

人材開発支援助成金（旧建設労働者確保助成金）のご案内

この厚生労働省の制度は、建設業に携わる中小企業の事業主の方が従業員の技能向上のために、技能講習を受講させた場合に、**受講料の一部と賃金の一部（年度によって変更あり）が助成されるものです。**下記の内容は年度によって変更されます、申込時やネットで御案内致します。（詳細はハローワークで御確認願います）

- 助成金を受けることのできる事業主**
- ① 資本金3億円以下または従業員が300人以下の建設業
 - ② 雇用保険の保険料率が1,000分の17.5であること
 - ③ 受講者が雇用保険の被保険者であること

- 助成金の申請方法**
- ① 申込書に助成金制度利用をチェックして下さい。（当社が発行する書類をご用意出来ます。）
 - ② 助成金申請先の所轄の労働局（労働局職業対策課）への請求に必要な書類を貴社にて準備して下さい。
 - ③ 必要書類にご記入後、講習終了日から2ヶ月以内に所轄のハローワークへ請求提出して下さい。

■ 建設業とは次の29種類をいいます

・土木工事業・建築工事業・大工工事業・左官工事業・舗装工事業・しゅんせつ工事業・熱絶縁工事業・屋根工事業・電気工事業・管工事業・鉄筋工事業
・建具工事業・内装仕上げ工事業・電気通信工事業・塗装工事業・防水工事業・造園工事業・さく井工事業・鷹・土木工事業・消防施設工事業・機械器具設置工事業・板金工事業・ガラス工事業・水道施設工事業・石工事業・鋼構造物工事業・清掃施設工事業・タイル、れんが、ブロック工事業・解体業

■ 技能講習・特別教育・安全衛生教育等の助成金制度対象コース

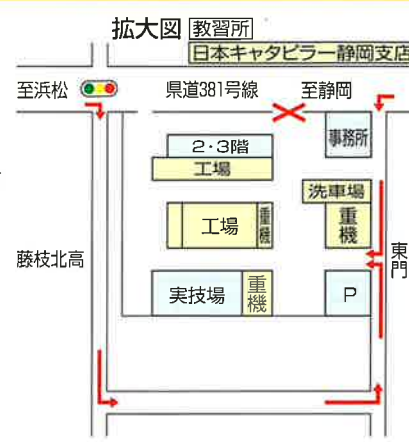
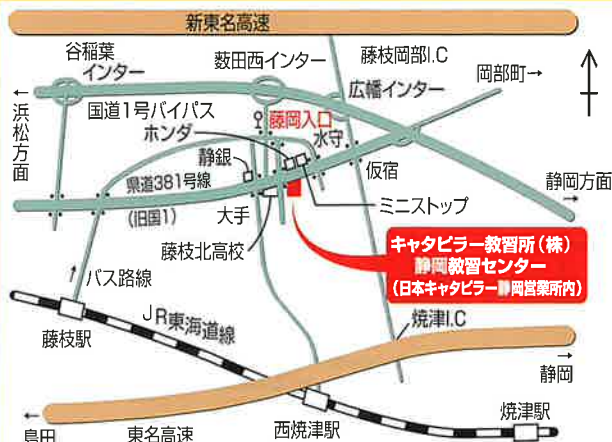
技能講習

・車両系整地・車両系解体・不整地運搬車・玉掛け・小型移動式クレーン・高所作業車・ガス溶接・足場組立主任者・木造組立主任者
・地山の掘削及び土止め支保工主任者・型枠支保工の組立主任者・建築物等の鉄骨の組立主任者・コンクリート造工作物の解体主任者

特別教育

・小型車両系整地・ローラー・高所作業車（10m未満）・アーク溶接・小型クレーン・ウインチ・低圧電気・足場組立て等の業務・フルハーネス型墜落制止器具
・車両系建設機械安全衛生教育（再教育）・玉掛け安全衛生教育（再教育）・ローラー安全衛生教育（再教育）・ガス溶接安全衛生教育（再教育）
・自由研削砥石・酸素欠乏危険作業（2種）・小型車両系（解体用）機体質量3t未満・石綿使用建築物等解体等業務・粉じん作業・ロープ高所作業の業務

講習実施場所のご案内



○自動車ご利用の場合

県道381号線（旧国1）、大手、水守信号のあいだ、藤枝北高校の東側、日本キャタピラー静岡営業所の構内です。
東門よりお入り下さい。

○公共機関ご利用の場合

JR藤枝駅下車北口バス停より中部国道線JR静岡駅行藤岡入口（乗車時間約15分）下車徒歩5分。

○構内のご案内

キャタピラー教習所の事務所は、看板塔の下付近、平屋。教室は日本キャタピラー静岡営業所と同居の本館2~3階です。